

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.okayama.jp/page/693077.html

執行機関名 岡山県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 一の二 県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	専攻科の生徒への修学支援補助金(教育給付金)交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この補助金は、学校法人が行う高等学校等専攻科(この要綱において高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。以下同じ。)に係る修学支援補助金(教育給付金)事業に対して、県がその経費の一部を補助することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		専攻科の生徒への修学支援補助金(教育給付金)交付要綱